

令和2年 第3回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和2年2月19日(水)
午後1時30分
場 所 川口市教育局教育委員会室

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

(1) 第2回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

(1) 川口市立学校におけるいじめ問題の状況について

——当日1

5 協議事項

6 議 事

議案第13号 「旧田中家住宅保存活用計画」(案)について

——当日2

議案第14号 教職員の人事の内申について

——当日3

7 その他

(1) 令和元年度川口市健康教育大会結果について

—— 1

8 閉 会

その他（１）

令和元年度 川口市健康教育大会結果について

1 日 時	令和2年1月14日（火） 午後1時30分～午後4時
2 場 所	川口総合文化センターリリア音楽ホール
3 参加者	484人
内 訳	
	<u>（１）来賓</u> <u>10人</u>
	・川口市長 ・川口市議会議長 ・川口市医師会長
	・川口歯科医師会長 ・川口薬剤師会長
	・川口市学校給食運営審議会会長
	・川口市学校給食運営審議会委員 4人
	<u>（２）主催者</u> <u>16人</u>
	・教育長 ・川口市学校保健会長 ・川口市教育委員 2人
	・川口市学校教育部長
	・川口市学校保健会副会長（川口市保健所長）
	・川口市学校保健会学校歯科部会長
	・川口市学校保健会学校長部会長
	・川口市学校保健会保健主事部会長
	・川口市学校保健会養護教員部会長
	・川口市学校保健会学校栄養士部会長
	・川口市学校保健会理事 5人
	<u>（３）学校医等</u> <u>10人</u>
	（学校医1人 学校歯科医8人、学校薬剤師1名）
	<u>（４）学校長</u> <u>41人</u>
	<u>（５）教頭</u> <u>3人</u>
	<u>（６）保健主事</u> <u>3人</u>
	<u>（７）養護教諭</u> <u>51人</u>
	<u>（８）栄養教諭等</u> <u>17人</u>
	<u>（９）教諭</u> <u>9人</u>
	<u>（10）PTA</u> <u>324人</u>
	<u>合 計</u> <u>484人</u>

議案第13号

「旧田中家住宅保存活用計画」(案)について
このことについて、別紙のとおり議決を求める。

令和2年2月19日提出

川口市教育委員会教育長 茂呂修平

旧田中家住宅保存活用計画（案）の概要

はじめに

本計画は、所有者および管理責任者である川口市が重要文化財（建造物）の現状と課題を把握し、旧田中家住宅の保存および活用を図るために必要な事項に関して、川口市が自主的に保存・活用のために行うことのできる事項の範囲等を明らかにすること、また埼玉県および文化庁との間においてこれらの事項について合意形成することで、所有者である川口市がより自主的な保存と活用を円滑に進めることができるよう策定するものである。

第1章 計画の概要

文化財の概要、保護の経緯を整理するとともに、計画の目標及び基本的な方針等の計画の概要を定める。

【計画期間】

本計画は関連法令や社会情勢の変化、痕跡調査の進展等を踏まえ、必要に応じて計画を見直し、改定を行うこととする。

【文化財の名称等】

名 称： 旧田中家住宅：洋館、和館、文庫蔵（旧仕込倉）、煉瓦塀（2基）
指定年月日： 平成30年10月19日 文化審議会からの答申
平成30年12月25日 官報告示（指定日）
所 在 地： 埼玉県川口市末広一丁目796番地

【文化財の構成】

（1）文化財を構成する物件（重要文化財）

洋館（主体部、蔵部、台所部からなる）、和館、文庫蔵（旧仕込倉）、煉瓦塀（2基）で構成される。その概要は次の通りである。

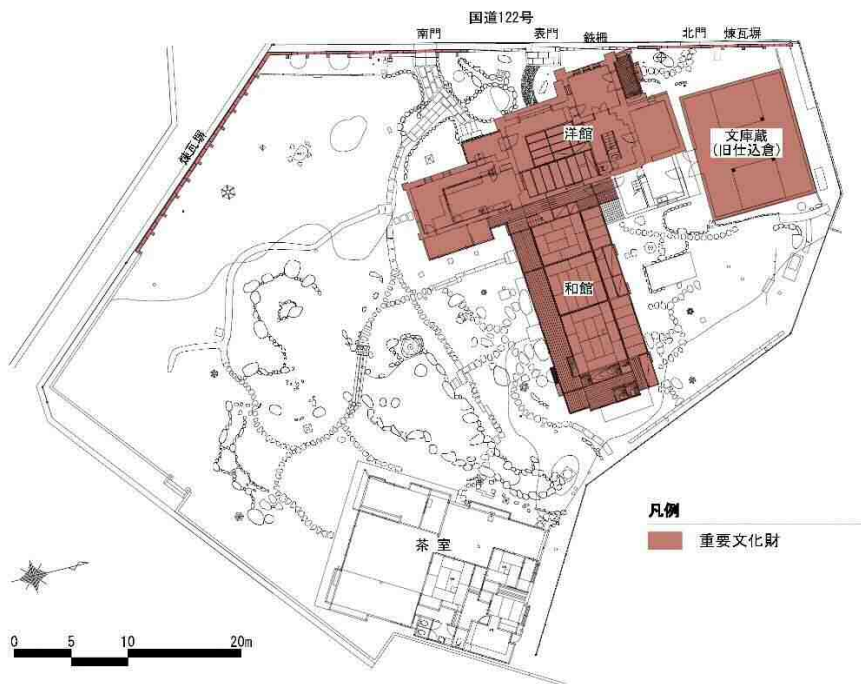
（2）一体となって価値を形成する物件

旧田中家住宅として利用してきた文化財を構成する物件（洋館、和館、文庫蔵（旧仕込倉）、煉瓦塀）とともに、併設する茶室および庭園部を含む敷地全体は2,444.89㎡である。

【計画の目的】

本計画は、重要文化財に指定されている旧田中家住宅の洋館および和館、文庫蔵（旧仕込倉）、煉瓦塀を堅実に保存するとともに、庭園、茶室を含めた敷地全体を保全・公開することで地域の歴史・文化を発信し、地域交流の場として活用することを目的とする。

・旧田中家住宅重要文化財建造物の位置



洋館・和館（南面）



文庫蔵（西面）

第2章 保存管理計画

本章では、重要文化財に指定されている洋館及び和館、文庫蔵（旧仕込倉）、煉瓦塀を堅実に保存管理するために、保存すべき部分・部位を特定するとともに、その部分・部位の適切な管理方針を定める。

【部分】文化財（建造物）の屋根、外装、各部屋を単位とする区分	
保存部分	文化財としての価値を特に有する部分。迎賓施設としての特色を表す部分や通り沿いの景観をなす部分。
保全部分	当初の使用が部分的に残り、一体として住宅を構成している部分。
その他部分	近年の改修により改変した部分。

【部位】室内の壁面、床面、天井面、窓、窓枠等を単位とする区分	
基準1	材料自体を保存する部位。主要な構造に係る材・建設当時の部材等。
基準2	材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位。定期的に材料の取り換え等を行う補修が必要な部位。
基準3	主たる形状及び色彩を保存する部位。材料の痕跡に基づき復原又は撤去が必要な部位。活用、補強等のため変更が可能な部位。
基準4	意匠上の配慮を必要とする部位。
基準5	所有者等の自由裁量にゆだねられている部位。

第3章 環境保全計画

本章では、重要文化財に指定されている建造物の適切な管理を推進するとともに、旧日光御成街道沿いに建つランドマークであり、味噌醸造等で栄えた実業家の迎賓館であった歴史的文化的に高い価値を維持・形成するための環境保全を行うため、敷地全体及び重要文化財に指定されていない建造物の保護の方針を定める。

保存区域	旧田中家住宅の外観を望む上で顔となる重要な表玄関エリアと主庭の中心にある池を取り囲む区域である。
保全区域	旧田中家住宅の価値を主体部、蔵部と一体となす区域である。北門エリア、南門エリアおよび主庭の内、池周辺エリアを除いた主庭とする。
その他区域	重要文化財に指定されていない洋館 RC 増築棟、茶室、裏庭エリアおよび東側・西側外周柵、自転車置場等である。

保存建造物	該当なし。
保全建造物	表門及び主庭等の構造物（石塔、手水鉢、石橋）
その他建造物	RC 増築棟、茶室、西側外周柵、自転車置場、自動車駐車場

第4章 防災計画

本章では、重要文化財建造物を災害から守るため、過去の被災履歴や想定される災害リスクを踏まえ、防火対策、耐震対策、防犯対策の視点から、その対応方針および方策を定める。

【防火対策】

現在、自動火災報知設備や消火器を設置し、消防計画を作成し防火体制を整えているが、和館など木造の建造物が多いため、大型消火器の設置や消火栓の設置を検討していく。

【耐震対策】

文化庁の重要文化財（建造物）耐震診断指針では、必要耐震性能は大地震時に許容される被害程度により、以下の3水準に区分されている。

(1) 機能維持水準	大地震動時に機能が維持でき、中地震動時に損傷がない。
(2) 安全確保水準	大地震動時に倒壊せず、中地震動時に機能が維持できる。
(3) 復旧可能水準	大地震動時に倒壊の危険性があるが文化財として復旧でき中地震動時に倒壊しない

建造物の範囲と活用の基本方針に基づく必要耐震性能を次のとおり示す。

建造物の範囲	活用方針（案）	必要耐震性能
洋館主体部1階	来訪者誘導エリア、展示スペース	安全確保水準
〃 2階	展示スペース、洋折衷空間体感エリア	
〃 3階	特定団体によるイベントスペース	
洋館附属棟 （台所部）1階	施設管理者事務所	安全確保水準
〃 2階	収蔵スペース	
洋館蔵部 1階	収蔵スペース	安全確保水準
〃 中2階	収蔵スペース	
〃 2階	展示スペース（貸し出し）	
〃 3階	展示スペース（貸し出し）	
和館 1階	三間連続のイベント貸し出しスペース	安全確保水準
〃 2階	来館者による和洋折衷空間体感エリア	
文庫蔵	特定団体によるイベントスペース	安全確保水準
煉瓦塀	イベント時のみ開場	復旧可能水準

・今後の対応方針

（１）重要文化財の耐震基礎診断・耐震補強案作成（令和２・３年度）

令和２年度・３年度の２か年で耐震基礎診断を実施し、その後、耐震改修工事を実施する。指定外の施設も含めて一体的な施設整備に務め速やかに公開する。

（２）緊急課題である煉瓦塀の耐震補強

大震災時の緊急輸送路である国道 122 号（旧日光御成街道）沿いに建つ煉瓦塀（重要文化財）については、予備診断でも倒壊の恐れがあるという結果が出ているため、早急な耐震対策を実施する。

【防犯対策】

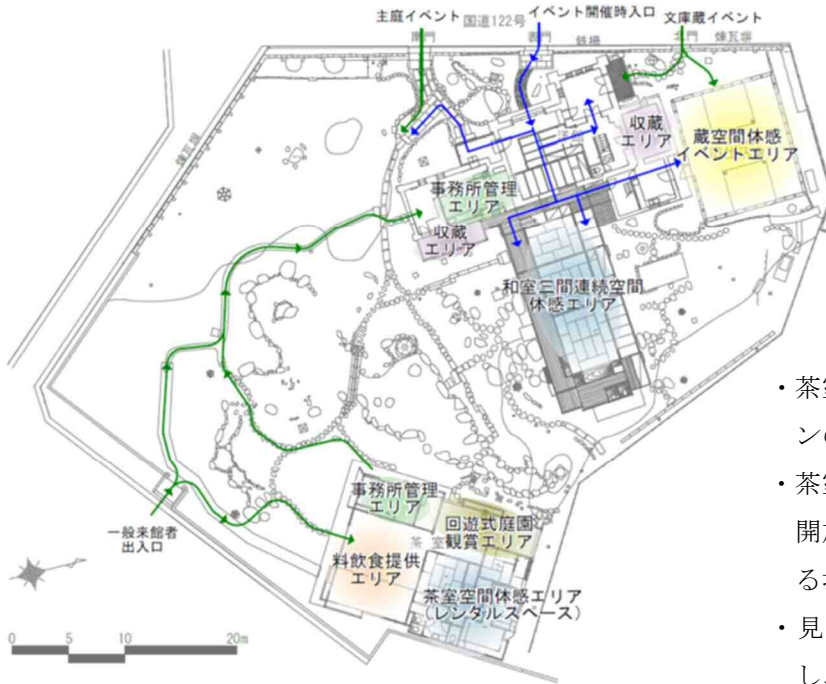
現状ではセンサーによる機械警備や見回りなどになって防犯対策を行っているが、不法侵入、盗難、落書きの他、放火等のリスクは依然として想定されるため、今後の対応方針としては、館内見学時にガイドを付けることにより不特定多数の出入りを抑制することや、防犯カメラ、防犯ブザー等の設備の導入を検討する。

第5章 活用計画

重要文化財に指定されている建造物（洋館・和館・文庫蔵・煉瓦塀）及びその他建造物（洋館RC増築棟・茶室）、それらと一体として構成されている庭園、茶室等を含む敷地全体の公開活用を図るため、公開活用の方針を定める。

なお、今後の耐震対策事業等を想定しているため、本計画は、事業の進捗に応じ、内容により具体的な検討を行うこととする。

〈平面計画〉



- ・茶室側のブロック塀に扉を付け、メインの出入口とする。
- ・茶室及び庭園を無料開放エリアとして開放し、気軽に旧田中家住宅に親しめる場とする。
- ・見学には原則ガイドを付けることとし、茶室を休憩・待機場所とする。

【活用基本計画】

洋館	ア 主体部	基本的には建築そのものを見学するスペースとするが、3階大広間はイベント活用も行う。
	イ 付属棟	1階台所は事務所スペースとして活用する。
	ウ 蔵部	1階、中2階を収造スペースに、2階、3階を展示スペースとして活用する。
	エ RC増築部	文化財指定外の建造物であることから、収納・トイレ等の便益施設などのスペースとして近代的な設備の導入を図る。
和館	見学、イベント、貸出スペースとして活用する。	
文庫蔵	現状では倉庫となっているが、展示やイベントに活用できるよう整備を図る。	
茶室	重要文化財対象外施設であり、茶室空間を体感できる貸し出し空間とする。また、ホールを飲食提供エリア（喫茶等）として活用を図る。また、一般来館者案内前後の時間を落ち着いた空間の中で過ごしてもらえそうな受付、ガイドまでの待機のスペースを確保する。	

第6章 保護に係る諸手続き

上記の計画に必要な文化庁等への手続きについて整理したもの。